

社会福祉法人大洲市社会福祉協議会褒章弔慰規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が社会福祉関係者等の功績を顕彰し、又は弔慰の意を表しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(褒章)

第2条 褒章は、表彰状に記念品を添えて贈呈し、その功績を顕彰する。

2 この規程による褒章は、大洲市社会福祉大会において行うことを原則とする。

(表彰の対象者)

第3条 褒章は、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会（以下「法人」という。）若しくは地区社会福祉協議会の役員（理事、監事又は評議員等を言う。以下同じ。）にあっては通算5年以上在職し、又は法人若しくは地区社会福祉協議会の職員にあっては通算10年以上在職し、その功績顕著な者
- (2) 民生児童委員として通算5年以上在職し、その功績顕著な者
- (3) 社会福祉施設の役員又は職員として通算10年以上在職し、その功績顕著な40歳以上の者
- (4) 社会福祉関係団体等の役員又は職員として通算5年以上在職し、その功績顕著な者
- (5) 地域福祉活動が優秀であり、他の模範となる地区社会福祉協議会
- (6) 共同募金運動に5年以上活躍し、その功績が顕著な者及び団体
- (7) ボランティア等で5年以上活躍し、その功績が顕著な者及び団体
- (8) その他社会福祉事業の推進に特に功績があると認められる者及び団体

(候補者の推薦)

第4条 地区社会福祉協議会会長、関係施設長又は関係団体長等褒章者の推薦を行う者は、別に定める候補者推薦書により報告するものとする。

(除外対象)

第5条 次の各号に該当する者は、第3条に定める対象から除外する。

- (1) 国、県又は市から同一の内容により社会福祉事業関係功労者として表彰を受けている者
- (2) 国又は県から同一の内容により関係表彰を受けている者

(表彰の決定)

第6条 会長は、候補者推薦書を取りまとめ、大洲市社会福祉協議会表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て表彰者を決定し、推薦者にその結果を通知する。

2 審査委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長が行う推薦)

第7条 いずれの団体にも所属しない者の推薦は、会長が行う。

(弔慰)

第8条 次のいずれかに該当するときには、弔慰金を贈る。

(1) この法人の役員が死亡したとき

(2) この法人の職員が死亡したとき

(3) この法人の運営又は社会福祉事業に永年貢献した者が死亡したとき

2 前項の弔慰金の金額は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (令和4年6月10日理事会議決)

改正後の規程は、令和4年7月1日から施行する。(一部改正)